

臨時報告第10号様式

名刑発第1784号
平成22年8月24日

矯正局長
殿

名古屋矯正管区長

名古屋刑務所長

(自殺)事故報告 (追報告)

事 故 の 概 況	1 平成22年5月10日(月)午後7時11分ころ、当所病棟において、受刑者 (以下「事故者」という。) が、	
	ところを職員が発見した。	
	2 同職員が直ちに非常ベル通報し、同時15分から事故者に対し、心臓マッサージ、人工呼吸及びAEDによる蘇生措置を開始した。	
	3 同時20分、事故者を医務部診察室に搬送し、同室において、上記2同様の蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。	
	4 同時27分、救急車が到着し、同時41分、へ事故者を搬送し、同病院において、人工呼吸、昇圧剤の投与等所要の措置を講じていたものの、翌11日(火)午前2時16分、同病院医師により死亡が確認された。	

事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日	平成22年5月10日
	2 発 見 時 刻	午後7時11分(発見時刻)
	3 場 所	名古屋刑務所病棟
	4 方 法	
	5 緯	(1)



(2)

(3)

(4)

(5) 同年5月10日午後6時57分ころ、勤務職員が事故者に投薬を実施した。

(6) 同日午後7時11分ころ、同室において、事故者が、

ところを職員が発見した。

(7) 同職員が直ちに非常ベル通報し、同時15分から事故者に対し、心臓マッサージ、人工呼吸及びAEDによる蘇生措置を開始した。

(8) 同時20分、事故者を医務部診察室に搬送し、同室において、同様の蘇生措置を実施するとともに、救急車の出動を要請した。

(9) 同時27分、救急車が到着し、同時41分、
へ事故者を搬送し、同病院において、人工呼吸、昇圧剤の投与等所要の措置を講じていたものの、翌11日(火)午前2時16分、同病院医師により死亡が確認された。

	7 逮捕制圧等の状況 8 事故による犯罪 9 そ の 他	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
事 故 者	1 事故者の種別 2 身 分 3 氏 名 4 生 年 月 日 5 罪名又は事件名 6 刑名・刑期 7 刑の起算日又は入所日 8 刑の終了日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 13 住 所 14 特殊被収容者報告の有無 15 そ の 他	自殺者 受刑者
		該当事項なし
職 員 の 状 況	1 配置及び勤務状況	当所夜勤第3班が勤務に当たっており、事故発生居室棟においては、[REDACTED]の職員を配置していた。巡回警備システムに記録された巡回記録を検証したが、勤務者は定められた巡回時間（15分に1回）を守って勤務しており、勤務け怠は認められなかった。
	2 監 督 方 法	監督当直者、副監督当直者、夜勤班長及び副班長が監督業務に従事していた。
	3 職責処理の状況	職員の勤務け怠は認められず、職責を問う予定はない。
事 態 収 拾 の 措 置	1 配置及び勤務状況 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし

事故の原因・動機	1 事故者の動機	
	2 施設側の欠陥	特に認められない。
事故者に対する措置	1 懲罰	該当事項なし
	2 事件送致	該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	自殺事故再発防止のため、 [REDACTED] 。
	2 改善すべき事項	今後、テレビ視察可能な居室の増整備を含めて、物的警備力の一層の強化について検討する。
その他参考事項		同日、[REDACTED] (死亡連絡) を実施した。 同月 14 日、[REDACTED] 外 1 名が来所したため、事故者が死亡した状況を説明した。 先方は、当所の説明について理解を示し、苦情等の申入れはなかった。